

写

5 消安第 7719 号
5 農産第 5055 号
令和 6 年 3 月 26 日

全国農業協同組合連合会
耕種資材部農薬課 農薬技術対策室長 殿

(ほか北海道、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局宛て同趣旨の通知を发出)

農林水産省
消費・安全局植物防疫課長
農産局穀物課長

イネカメムシの防除の徹底について

平素より我が国の農林水産行政に御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

水稻の斑点米カメムシ類の一種であるイネカメムシ（以下「本虫」という。）については、斑点米を発生させる他、出穂直後の籾を加害することにより、籾の不稔を引き起こすのが特徴であり、発生増加が報告されています。

令和 5 年産水稻生産において、一部の地域で不稔籾が多く発生したことによる収量の減少が中生以降の飼料用米を中心に報告されており、この不稔の要因として、高温障害の他、本虫による加害が考えられています。

現在、多くの地域では、アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ等の他の斑点米カメムシ類を対象に、穂揃期以降に斑点米発生防止を目的とした薬剤防除が実施されているところですが、本虫による不稔を防止するためには出穂期に防除を実施することが重要となってきます。

つきましては、貴職におかれましては、水稻生産において本虫の被害を防止するために、下記の事項に留意の上、各地域農協等に対して、本虫の防除の徹底について御指導いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる生産者

飼料用米及び稲発酵粗飼料用稲生産者を含む幅広い水稻生産者

2. 生産者への指導

本虫による被害を防止するため、生産者に対して、別添資料等を活用して、本虫の特徴（注）を踏まえ、以下の防除対策の徹底について指導を行う。

- （1）都道府県病虫害防除所が発表する発生予察情報などの病虫害に関する情報をこまめに確認し、地域の発生状況を把握すること。
- （2）圃場の見回り、白色粘着板トラップの利用等により、圃場への初期の侵入の把握に努めること。
- （3）被害が懸念される地域や（1）及び（2）により本虫の発生量が多いと判断される地域では、出穂期の防除を実施すること。また、防除後も発生状況を確認するため、圃場の観察を行うこと。

（注）本虫の特徴

- ・ 出穂期に籾を加害することにより、基部斑点米のみならず不稔籾を発生させ、多発生の場合、大幅な減収の要因となり得る。
- ・ 不稔防止を目的とした本虫の防除適期は、他の斑点米カメムシ類と異なり、出穂期が防除適期となる。

以上

写

5 消安第 7719 号
5 農産第 5055 号
令和 6 年 3 月 26 日

公益社団法人 日本農業法人協会 会長 殿
一般社団法人 全国農業改良普及支援協会 会長 殿
全国稲作経営者会議 会長 殿

農林水産省
消費・安全局植物防疫課長
農産局穀物課長

イネカメムシの防除の徹底について

平素より我が国の農林水産行政に御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

水稻の斑点米カメムシ類の一種であるイネカメムシ（以下「本虫」という。）については、斑点米を発生させる他、出穂直後の籾を加害することにより、籾の不稔を引き起こすのが特徴であり、発生増加が報告されています。

令和 5 年産水稻生産において、一部の地域で不稔籾が多く発生したことによる収量の減少が中生以降の飼料用米を中心に報告されており、この不稔の要因として、高温障害の他、本虫による加害が考えられています。

現在、多くの地域では、アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ等の他の斑点米カメムシ類を対象に、穂揃期以降に斑点米発生防止を目的とした薬剤防除が実施されているところですが、本虫による不稔を防止するためには出穂期に防除を実施することが重要となってきます。

つきましては、貴協会におかれましては、趣旨を御理解いただき、水稻生産において本虫の被害を防止するために、貴協会会員に対して、下記の防除対策について周知いただきますよう、御協力をお願いします。

記

1. 対象となる生産者

飼料用米及び稲発酵粗飼料用稲生産者を含む幅広い水稻生産者

2. 防除対策の内容

本虫による被害を防止するため、本虫の特徴（注）を踏まえ、以下の防除対策を行う。

- (1) 都道府県病虫害防除所が発表する発生予察情報などの病虫害に関する情報をこまめに確認し、地域の発生状況を把握すること。
- (2) 圃場の見回り、白色粘着板トラップの利用等により、圃場への初期の侵入の把握に努めること。
- (3) 被害が懸念される地域や（1）及び（2）により本虫の発生量が多いと判断される地域では、出穂期の防除を実施すること。また、防除後も発生状況を確認するため、圃場の観察を行うこと。

（注）本虫の特徴

- ・ 出穂期に籾を加害することにより、基部斑点米のみならず不稔籾を発生させ、多発生の場合、大幅な減収の要因となり得る。
- ・ 不稔防止を目的とした本虫の防除適期は、他の斑点米カメムシ類と異なり、出穂期が防除適期となる。

以上

（施行注意）

- ・ 波線部については、稲作経営者会議宛ては、「貴会」とする。